

平成27年度事業計画

1 まちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1項第1号〕
 ア 調査研究およびその成果の普及 イ 普及啓発 ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第1項第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第1項第3号〕

(1) まちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような快適な生活環境と豊かな地域社会を実現するため、まちづくりセンターは区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立した中間的な立場で、三者の連携を図りながら協働型まちづくり事業を推進していきます。

平成27年度は、引き続き情報誌「こもれび」の発行や「まちづくり講座」の実施など普及啓発活動を通して培われた人脈や資源と、区と協働で進めている景観や農関連事業、福祉のまちづくり事業との連携を目指します。併せて、区が実施する各種施策を区民の目線で捉え直し、区民が行うまちづくり活動との連携やコーディネートを通じて、ソフト・ハードの両面から地区まちづくり事業へと展開していく取り組みを行っていきます。

① まちづくりに関する相談および区民主体のまちづくり活動に対する支援

区民による主体的なまちづくりの取り組みを推進するため、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案、区民主体のまちづくり活動に対し、まちづくりセンターの資源・ネットワーク等を活用した支援とまちづくりに関する相談に応じていきます。平成27年度は、個別相談やまちづくり活動の支援を通じて、地区まちづくり等の地域のニーズの掘り起こしを行っていきます。

[期待される効果]

区民主体のまちづくり活動の拡大。地域課題解決手法の認知の向上。

	取 り 組 み	内 容
1	まちづくり相談 まちづくり相談員派遣	区民主体のまちづくりに関する相談、初動期の区民主体のまちづくり活動支援
		継 城南住宅地区 [目指す方向性] 住民主体のルールやコミュニティづくり
		続 将校住宅地区 [目指す方向性] 良好な住景観づくり
		地 練馬駅南地区 [目指す方向性] まちづくり憲章に基づく、区民の主体的なまちづくりの活発化
	区	江古田地区 [目指す方向性] 芸術などをテーマにした多様な主体の連携づくり

		大泉学園町地区 [目指す方向性]将来的な環境変化を見据えたまちづくりに関する学習支援および地元意識の醸成
2	大規模建築物専門家派遣（開発調整）	大規模建築物建築等計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに、第三者の立場からの助言（区への申請により実施）
3	地区まちづくり活動支援	練馬区まちづくり条例に基づく、まちづくり協議会および準備会に対する専門家派遣等の支援
		継続地区 総合型地区まちづくり協議会 ・高野台5丁目中央地区住みよいまちづくりの会 [目指す方向性] 地域ルール の策定・コミュニティ醸成 ・武蔵関・環境を守る会 [目指す方向性] 地区計画および建築協定の運用支援
4	まちづくり活動助成事業	区民の主体的なまちづくり活動に対する助成および支援（相談、交流、広報支援等） [部門] たまご部門、はばたき部門
5	まちづくり登録団体支援	打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出 登録団体数：185団体（平成26年12月現在）
6	建築無料相談の後援	（一社）東京都建築士事務所協会練馬支部主催「建築無料相談」の後援。毎月第4月曜日に開催

② まちづくりに関する普及啓発およびプラットフォーム形成

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、また、まちづくりに関する知識や技術を習得するため、情報提供と学習機会の提供を行います。また、情報の共有、活動のネットワーク化を図るための交流の場を提供します。

[期待される効果]

まちづくりに関する関心の増加。情報共有と協働による地域の問題解決能力の向上。

	取 り 組 み	内 容 ・ 成 果 目 標
1	まちづくり情報誌発行	区民のまちづくりへの関心を高めるための情報誌の発行 「こもれび」年3回発行：各号22,000部
2	まちづくり交流事業	・まちづくりカフェの開催（5回程度） ・メールマガジンの発行（毎週） ・アトリウム展（1回）
3	まちづくり講座の開催	まちづくり講座（2回）、スキルアップ講座（1回）
4	ライブラリー運営	まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出 蔵書数 1,947冊（平成26年12月現在）
5	地域連携	区内のまちづくり活動のPRのため、イベント出展（2回）、学校や地域団体等への講師派遣

③ まちづくりに関する調査・研究

住民参加・協働型のまちづくりを進め、区に対する施策提案を行っていくための調査・研究活動として、景観まちづくりの調査研究およびみどり景観資源保全に関する調査を行います。

[期待される効果]

地域課題解決のための新たな手法・資源の開発

	取 り 組 み	内 容 ・ 成 果 目 標
1	調査研究等	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、専門家と協働した景観まちづくりの手法に関する調査研究 ・みどり景観資源の保全に関わる相談およびケーススタディ
2	市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議	他自治体のまちづくり支援機関とまちづくり活動への支援手法についての調査・研究

④ 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

区が行う区民との協働事業や区民参加型事業について、企画協力、運営支援等を行います。また、景観整備機構として景観形成事業を行います。具体的には、「景観」は、景観整備機構として景観形成事業を中心に、「ユニバーサルデザイン」は、福祉のまちづくり協働推進拠点事業を中心に、関連事業も効果的に連携させつつ取り組みます。「農の風景育成事業」は、都の指定を受けた農の風景育成地区に対し、農地の多面的機能を統合的に連携させ、具体的に事業展開できる方策の検討を行います。

	取 り 組 み	内 容 ・ 成 果 目 標
1	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業	福祉のまちづくりに取り組む区民の主体的な活動の支援 および公開イベントの実施、広報、専門家派遣
2	福祉のまちづくり協働推進拠点事業（ユニバーサルデザイン推進ひろば）	ユニバーサルデザインに関する相談、普及啓発、建築物のバリアフリー化推進の事業実施
3	地域福祉活動情報紙発行	地域福祉情報を広く区民に周知する情報紙の発行 「ねりま」年4回発行：各号15,000部
4	景観形成事業	<p>景観をテーマにした区民主体のまちづくり活動の実践、地域景観資源登録、景観まちなみ協定制度運用</p> <p>[地域景観資源登録]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の募集、登録、選定委員会の開催 ・登録された地域景観資源 792件（平成26年12月現在） <p>[景観まちなみ協定地区への継続支援]</p> <p><北町> 協定名：旧川越街道の歴史を活かしたまちなみ協定 目 的：歴史が感じられる賑わいのあるまちなみづくり</p>

		<大泉北泉町会> 協定名：花咲く小路づくりまちなみ協定 目 的：花咲く景観づくりによる安心安全な地域を育む <春日町豊島園通り周辺> 協定名：春日町、話し花咲くまちなみづくり協定 目 的：沿道での花育て活動によるまちなみづくり <旭丘千川通り周辺> 協定名：花で人と道をつなぐ千川通りの景観づくり協定 目 的：沿道の住宅や商店街の軒先での花育て活動を通じたまちなみづくり <新規地区> 新規地区の掘り起しおよび協定締結
5	農の風景育成事業	農の風景育成地区における事業展開方策の検討 <高松一・二・三丁目地区> 各種制度の活用により「農の風景」を構成する都市農地や屋敷林等の保全・育成方策を検討する。

⑤ その他

	取 り 組 み	内 容 ・ 成 果 目 標
1	運営協議会の開催	センター事業の取り組みに関する助言や事例研究 学識経験者、公募区民等委員 10 名
2	インターンシップ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の学生の受け入れ。7～9月実施：4名程度 ・ 大学のまちづくり系学部等に対するカリキュラム支援
3	ホームページによる情報発信	センター主催事業、区民団体によるまちづくり活動等の発信

2 自転車等の適正利用に関する事業

・ 自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第4号〕

当公社は、練馬区から、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、地方自治法に基づく「指定管理者」として指定を受けて、区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の管理運営を行っています。

平成 27 年度の区立有料自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの運営にあたっては、これまで培った業務経験を生かし、今までも増して効率的かつ効果的な運営を目指す一方、指定管理者の選定にあたって提案した事項については、区と調整を図りつつ、確実に実現していきます。また、業務遂行にあたっては、自転車関連 5 事業（駐車場運営、放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）を連携させ、一体的かつ総合的に練馬区全地域における自転車の適正利用を推進します。

また、自転車関連 5 事業を展開し、放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるには、駅を中心とした地域住民が組織する町会、商店会等の協力が不可欠です。そこで、

公社は、様々な地域課題に取り組んでいる町会、商店会等に働きかけ、協働して自転車問題に取り組むとともに、こうした活動を通じて地域における自転車対策地域協議会の設立を支援してまいります。

さらには、石神井公園駅に整備した2箇所の自転車駐車を加えた3箇所の公社立自転車駐車の運営についても、放置自転車対策と連携し、効率的な運営を行います。

(1) 区立自転車駐車場等の運営

プロポーザルで提案した事業計画の実施を中心に、利用者が安全で安心して利用できる施設の管理運営に努めていきます。

自転車駐車場は67施設 32,123台の収容台数、タウンサイクルは7施設 2,700台の供用台数となっています。管理にあたっては、利用者満足度向上を重視しながら、より一層効率的で公平性・透明性を確保した運営を行います。

また、自転車駐車場では利用実態にあった定期利用・1回利用の柔軟な設定台数変更、買物対策としての時間制施設の利用促進を行います。タウンサイクルでは、年3回の点検整備を行い、安全な自転車の貸し出しを行うとともに、さらなる利用促進を図っていきます。

① 数値目標（平成27年度末までに）

タウンサイクルの稼働率 105%（貸出可能台数に対しての稼働率）

自転車駐車場の稼働率 90%（収容可能台数に対しての稼働率）

<実績：今期指定管理期間>

	23年度	24年度	25年度
タウンサイクル	97%	97%	100%
自転車駐車場	87%	87%	93%

② 事業計画<プロポーザルで提案した事業計画の実施>

○サービス向上、顧客満足度のアップ

毎年実施している利用者アンケート調査で出された意見や要望を踏まえ、顧客満足度のアップを図ります。特に、安全・安心な施設運営についての意見が多くあることから、老朽化した機器の改修や緊急時対応の強化および社員のレベルアップを図ります。また、三警察署と協働で実施した盗難防止キャンペーンなど、引き続き警察と連携した取り組みを進めていきます。

○放置自転車対策事業と連携した事業展開

昨年度は、大泉学園駅・光が丘駅で放置自転車対策係と連携して、地域住民を巻き込んでキャンペーンや啓発活動を行いました。平成27年度も同様のキャンペーンを実施し、放置自転車のないまちづくり環境の実現を図っていきます。

○計画的な修繕の実施

自転車駐車場機器の老朽化が進んでいるため、平成27年度も計画的に機器の交換を行っていきます。

○再開施設等への対応

平成27年4月に再開する東大泉自転車駐車場や無料自転車駐車場から有料自転車駐車場となる田柄自転車駐車場の運営にあたり、時間制利用の促進や定期利用者の受け入れを始め円滑な開設対応を行います。

(2) 公社立自転車駐車場の運営・整備

豊島園駅前自転車駐車場（有料）は、通勤通学の利用者が多く、収入も計画どおりに推移しています。また、買物対策用に用意した2時間無料も多くの利用者が利用し、放置自転車の減少に寄与しています。

また、平成26年3月には石神井公園駅高架下に2箇所の自転車駐車場（有料）を開設しました（収容台数は合わせて1,744台）。収入も計画を超える見込みです。定期利用や、3時間無料の時間制利用の導入など、利用者の利便性に配慮した効率的な運用を図っていきます。

(3) 無料自転車駐車場の運営

パークアンドライドを目的とする無料自転車駐車場5施設（1,105台収容）を、公社財源を活用した自主事業として行うなど、自転車交通環境の向上等に向けた地域貢献に取り組めます。

(4) 幼児2人同乗用（3人乗り）自転車レンタル事業

公社の自主事業として、平成21年度から東京都道路交通規則に規定される安全基準を満たした自転車を低廉な利用料金で提供し、子育て世帯への経済的支援および幼児2人同乗用自転車の普及啓発を目的に実施しています。

これまで10回の貸し出しを行い、総応募者数は931名で貸出者数は延べ694名の実績となりました。なお、最終貸出を平成27年2月に行い、平成27年度で事業は終了となります。

(5) 放置自転車対策事業

区内の放置自転車等は、撤去の強化、案内誘導員の適切な配置等により、午前・午後の時間帯ともに減少してきています。

しかし、個々の駅ごとにみると、乗り入れ台数の多い駅周辺や商店街が多く道路が複雑に入り組んでいる駅周辺では、特に午後の放置自転車が減少していない状況があります。そこで、駅周辺の自転車問題を解決するため、区内鉄道各駅を単位として、町会、商店会等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設立が進むよう支援していきます。

平成27年度の放置自転車対策事業については、以下のとおり実施していきます。

① 放置自転車の撤去

区内の放置自転車禁止区域に放置された自転車については、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に、地域の合意を得て午後の放置自転車の撤去を重点的に行います。

また、地域の状況に応じて、集中撤去や部分撤去なども取り入れて効果的に撤去を行い、禁止区域内の道路等の良好な環境と歩行環境の維持に努めます。

放置自転車禁止区域外に放置された自転車については、区民等からの通報を受けて、速やかに撤去を行います。

② 撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内に設置された4箇所の自転車集積所において適切に保管するとともに、撤去手数料と引き換えに所有者に返還します。集積所には経験豊かな社員を配置することにより、返還者に対し自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還事務の円滑化に努めます。

③ 自転車の案内・誘導

区内 18 の駅周辺に案内・誘導員を配置し、自転車駐車場への案内・誘導を行って放置自転車の発生の防止に努めます。これに加え、歩行喫煙防止のマナーアップ業務にも取り組みます。

業務の実施にあたっては、駅ごとの地域特性に応じた人員配置や配置時間、配置実績等を考慮したきめ細かな計画を区に提案し、実施していきます。

また、案内・誘導員に対する教育・指導に努めるとともに、エリアごとに連絡調整員を配置して、案内・誘導員間の円滑な連絡調整等に対応します。

④ 自転車問い合わせ対応

公社内に「自転車問い合わせセンター」を設置し、放置自転車の返還場所・返還手続きの案内、放置自転車の撤去・苦情受付、自転車駐車場の案内など区民からの自転車に関するさまざまな問い合わせに対応します。

⑤ 自転車対策地域協議会の設置支援

前年度は、「石神井公園商店街振興組合」の組合員となり、これで江古田と石神井公園の駅に自転車対策地域協議会ができ、交通安全教室（スクエアドストレイト）や自転車駐車場係と連携した時間制駐輪場への誘導等の自転車対策を実施してきました。

また、練馬駅については、商店会等で構成する「練馬駅南地区まちづくり憲章を推進する会」で、はみ出し駐輪対策や景観にも配慮した放禁シート取付け等の取り組みを行いました。

平成 27 年度は 3 駅を中心に、専任者を設置して推進していきます。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第 4 条第 5 号〕

公社は、資源循環の推進を図り循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成 22 年 4 月から練馬区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収と粗大ごみの収集作業を練馬区から受託し、実施しています。

また、平成 22 年 11 月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の運営を受託し、センターを拠点として、ごみの発生抑制とリサイクルを進める資源循環推進の相談窓口の開設や施設見学をはじめとした普及・啓発事業を実施するとともに、リサイクルを推進する事業者への支援やネットワーク化の構築に取り組むほか、平成 23 年度から実施した粗大ごみの再利用事業や金属類等の資源化事業に引き続き取り組んでいきます。

（1）容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから出る容器包装プラスチックを週 6 日（日曜日を除く）ごみ集積所から回収して中間処理施設へ搬入します。公社は、区の作業計画をもとに、回収計画の作成および回収作業を行うとともに、資源とごみの分別方法等について区と協力して区民への周知活動を行っていきます。

(2) 粗大ごみの収集事業

家庭から出る粗大ごみを毎日（月曜日～日曜日）戸別収集して、センターと民間の積替え施設に搬送します。また、申し込みから収集までの期間短縮を図るなど区民サービス向上に努めます。

(3) センターの受託運営

練馬区の資源循環推進の中核的拠点であるセンターにおいて、以下の事業を実施します。

① センターの運営

センターは、練馬区における資源循環事業推進の中核施設となることはもとより、容器包装プラスチックの区西部地域（区東部地域は、桜台事業所を拠点）の回収拠点および区全域の粗大ごみの収集拠点として位置付けられており、この拠点施設としての機能の維持に努めます。

② 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、区民が申し込む際に収集希望か持込み希望かを選択することができます。持込みを希望した場合は、指定された日時に区民が直接センターに持ち込むこととなります。また、資源（古布や廃食用油など）の持込み事業も実施します。

③ 粗大ごみの再利用事業

再利用が可能な粗大ごみについては、簡易な清掃・修繕を行い、区内 3 か所のリサイクルセンターに提供する再利用事業を実施します。

④ バイオディーゼル燃料精製事業

区が回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料への精製を行い、区の清掃車に供給する事業を実施します。

⑤ 金属類の資源化事業

粗大ごみの中から、鉄やレアメタル等を含んでいる物を解体・選別し、資源化事業者へ引き渡す事業を実施します。

⑥ 小型家電製品の資源化事業

区が回収している携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプターの 9 品目を選別し、資源化事業者へ引き渡す事業を実施します。

なお、携帯電話には、個人情報保護の観点から穿孔を施します。

⑦ ふとんの資源化事業

粗大ごみから選別した「ふとん」を資源化事業者へ引き渡す事業を実施します。

⑧ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設備等を活用し、資源循環の推進に係る多様な普及・啓発事業を実施します。

○ 相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍やリサイクル活動団体に関する資料を収集し、区民の閲覧に供します。

○ ホームページの運営

区や当センターの事業紹介やイベント等の情報を収集し、発信します。

○ 施設見学の受入

区内の小中学校や町会・自治会などからの申込に対して積極的に施設見学を受

け入れます。

- 講習会の実施

家具などの修理・修繕の仕方等を学ぶ講習会を開催します。

⑨ 集団回収支援事業

町会や自治会などの団体が実施する集団回収に対して、支援事業を実施します。

- 回収実績や報奨金の取りまとめ事業
- 集団回収用品の支給事業
- 集団回収の参加団体登録事務と支援事業

⑩ 生ごみ資源化事業

生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入費助成などの申請受付事務を実施します。

⑪ 大型生活用品情報掲示板事業

区内 15 か所に設置されている大型生活用品リサイクル情報掲示板の運営事業を実施します。

⑫ 資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業

区内の資源循環推進事業者のネットワークづくりや共同研修会の開催などを通して、資源循環の推進に係る区内民間事業者等の支援・育成事業を進めます。

(4) 区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が必要となります。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、区内で事業活動を進めている事業者団体との協働体制づくりを進めるとともに支援体制の構築に努めます。

4 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第4条第6号〕

公社は、環境と共生する快適なまちの形成に資するため、環境とまちづくりに関する事業を推進しています。

今般、区は一般廃棄物の収集事業の効率化を図るために平成 27 年度から可燃ごみ・不燃ごみの収集業務に関して、一部地域を公社に委託することとしました。

公社は、区民の暮らしを日常的に支え、環境と共生するまちづくりの一翼を担うという定款の目的に即し、すでに実施している資源循環推進事業との関連も深く、両事業を連携して行うことで更なる発展にも寄与すると考えられることから受託します。

(1) 可燃ごみの収集

家庭などから排出される可燃ごみを週 6 日（日曜日を除く）ごみ集積所から収集して清掃工場等の中間処理施設に搬入します。搬入場所は、区が指定する場所に搬入します。公社は、区の作業計画をもとに収集計画の作成および収集作業を行います。

なお、月曜日から水曜日の収集は、一日あたり 6 回の作業を行い、木曜日から土曜日の収集は、一日あたり 4 回の作業を行います。

(2) 不燃ごみの収集

家庭などから排出される不燃ごみを週3日、ごみ集積所から収集し、中間処理施設に搬入します。搬入場所は、区が指定する場所に搬入します。公社は、区の作業計画に基づき収集計画の作成および収集作業を行います。

収集日は、木曜日から土曜日に行い、一日あたり2回の収集を行います。

※1台の収集車は、月曜日から水曜日は、可燃ごみのみを一日あたり6回収集します。

木曜日から土曜日は、一日あたり可燃ごみを4回、不燃ごみを2回の計6回の収集を行います。

5 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第7号〕

(1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会の機能

練馬区の地域における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日の設立総会において「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

協議会は、地域における地球温暖化に関わる区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および練馬区で構成され、現在30会員が、地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っています。

当公社は、関係機関のひとつとして会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務の委託を受け、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、協議会の取り組みを積極的に支援していきます。

<根拠>

- 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成21年3月策定）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

(2) 公社の役割

公社は、区の行政を補完する立場から地域協議会の事務局を担い、地球温暖化対策事業を積極的にリードしていきます。

- ① 区民・事業者・区が一体となった事業の推進
- ② 普及啓発事業の推進
- ③ 地域協議会の事務の遂行

(3) 平成27年度の事業

平成27年度は、練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区内で排出される温室効果ガスを減少させるよう、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を実施します。

① 環境イベントなどの開催、出展

- ・エコスタイルフェア（練馬まつりと同時開催）の開催
- ・環境月間（6月）における普及啓発事業
- ・その他、地域協議会の活動趣旨に合致したイベントへの出展など

- ② 区民向け講演会、講習会の開催
 - ・区民向け講演会の企画・実施（環境月間、省エネルギー月間（2月））
 - ・事業者向け講習会の企画・実施
- ③ 青少年向け啓発事業
 - ・こどもエコ・コンクール
 - ・地球温暖化対策に関する講演会の企画・実施（地球温暖化防止月間（12月））
 - ・マスコットキャラクター等を活用した会の活動・知名度の向上事業
- ④ 地球温暖化対策の調査・区民への支援事業
- ⑤ 広報業務
 - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑥ 会員事務
 - ・会員の入退会に関する事務
 - ・総会、役員会、部会等の会議の運営
- ⑦ 地域協議会に対する区補助金の会計事務
- ⑧ その他事務